

【海外】貸与月額変更願(減額)

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学資金の貸与月額を下記のとおり減額することを願い出ます。
つきましては、返還誓約書(兼個人情報情報の取扱いに関する同意書)で確認し、誓約した内容から、貸与月額の減額に係る一切の債務に関しても、確認書並びに返還誓約書(兼個人情報情報の取扱いに関する同意書)及び日本学生支援機構諸規定に定める取扱いに従うことを誓約します。

■奨学生本人欄

記入日	(西暦) 年 月 日			生年月日	(西暦) 年 月 日 (満 歳)							
奨 学 生 番 号				フリガナ								
			0					氏名				
学校名						学部・研究科名						

■変更内容 ※月額の減額に伴い、保証料月額が変更となります。

希望する減額始期	西暦	2	0			年			月	から	・ 本願を機構へ提出した月の属する年度の4月以降で希望する月を記入(当該年度採用者で、貸与開始月が5月以降の場合は、貸与開始月以降で希望する月を記入)。 ・ 年度内精算が可能な範囲内に限ります。									
減額前の奨学金月額						円	—————→				希望する奨学金月額 (注)							円		
変更する理由																				

(注) 変更可能な貸与月額は次のとおりです。
第二種奨学金 (海外)
大学・短期大学在籍者：2万円から12万円の1万円単位の金額から選択
大学院在籍者：5万円・8万円・10万円・13万円・15万円の5種類の金額から選択
第一種奨学金 (海外大学院学位取得型対象)
修士課程：50,000円、88,000円
博士課程：80,000円、122,000円

■親権者又は未成年後見人欄

(本人が未成年者(18歳未満)の場合のみ記入)

上記の者が現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。
本人が未成年者(18歳未満)の場合は親権者の同意を得てから親権者欄に記入してください。後見人がいる場合は同じく後見人の同意を得たうえで記入してください。

親権者又は未成年後見人	(親権者1又は・未成年後見人)	
	住 所 〒	—
	氏 名 (自署)	電話番号 ()
	(親権者2)	
	住 所 〒	—
	氏 名 (自署)	電話番号 ()

提出期限

- 3月で貸与終了となる人:貸与終了年度の1月10日
- その他の人:貸与終了月の前月10日 ※2025年度の最終提出期限は2026年2月10日

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。